



大江橋法律事務所&ウエストロー・ジャパン 共催セミナー 「施行直前！「働き方改革関連法」の最終チェックに向けて 弁護士が徹底解説」

講師 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士 山本 龍太郎

2018年6月29日、働き方改革関連法案が可決・成立しましたが、働き方改革関連法の内容のうち、時間外労働の上限規制、3か月のフレックスタイム制、有給休暇の指定義務化、労働時間の把握義務の明確化、高度プロフェッショナル制度の創設については、2019年4月から施行されることになっています。そこで、今回のセミナーでは、施行に向けた最終チェックの手助けとなるよう、施行日が間近に迫っている働き方改革関連法の内容を中心に、厚生労働省による最新の通達等を踏まえた解説を行い、企業が留意すべきポイントについてご説明します。

日 時：2019年3月7日(木) 14:00～17:00(開場 13:30)
会 場：トムソン・ロイター 赤坂オフィス セミナールーム 東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー30階
<http://www.biztower.net/access/img/access.pdf>
申 込 先：webサイトよりお申し込みください。 <http://www.westlawjapan.com/event/seminar/190307.html>
定 員：50名 ※申込み多数の場合は、抽選の上、抽選結果をご登録のメールアドレスにお送りします。
参 加 費：無料

本セミナーは、企業の法務・知財部門のご責任者ならびに実務ご担当者を対象としています。個人のお客様や同業者（社内弁護士を除く）の方につきましてはご参加をお断りしますので、予めご了承ください。応募多数の場合は抽選にて決定しますが、抽選の際は一社につき2名様までとさせていただきます。抽選結果につきましては、お申込時にご登録いただいたメールアドレスに、開催1週間くらい前までにお送りします。

講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。万一ご欠席された場合はお渡しできません。



プログラム

14:00～15:10 第1部

15:10～15:25 【製品紹介】 Westlaw Japan
Westlaw Japanで収集できる法情報と、法改正の通知機能「法令アラート」をご紹介します。

15:25～15:35 コーヒーブレイク

15:35～16:45 第2部

16:45～17:00 質疑応答

*製品紹介については弊社担当者よりお話しいたします。

*プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください。

講師紹介 弁護士法人大江橋法律事務所

パートナー弁護士 山本 龍太郎(やまもと りょうたろう)

2004年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2007年名古屋大学法科大学院修了。外資系法律事務所を経て、2015年より大江橋法律事務所勤務。上場企業、外資系企業、ベンチャー企業を含む多数の企業に対する労務関連アドバイスの経験があり、2016年から慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師(ベンチャー関連法)及び東京外国語大学国際社会学部非常勤講師(ビジネス法)を務める。主な取扱い分野は、労務関連案件、国内・クロスボーダーM&A、スタートアップ支援。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合わせ: support@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金 9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

Westlaw®

WLI318_201901_FD